



FPCからお客様へ

コロナの影響を受けている飲食店のほか、関連する事業者へ支給される支援金について、お知らせ申し上げます。

一時支援金（申請は5月31日まで）

※2021年1月から3月のコロナ関連措置に対応

◇ポイント

- ・2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う
飲食店の時短営業又は外出自粛の影響を受けている

例えば

※参考資料添付

- ・個人向けに対面でサービス提供をしており、複数回取引の実績のある十勝のバス、タクシー、ホテル、ガーデンなど旅行関連事業者

※十勝は「宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域」

- ・2021年1月、2月又は3月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少
- ・申請・受給は1回

◇給付額

中小企業：上限60万円 | 個人事業：上限30万円

◇その他

- ・申請には登録確認機関の事前確認が必要です。登録事業者の弊社にお尋ねください。

月次支援金 (6月から申請が始まります)

※2021年4月以降のコロナ関連措置に対応。一時支援金の仕組みを活用

◇ポイント

- ・緊急事態宣言またはまん延防止重点措置に伴って、
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛の影響を受けている

例えば

- ・個人向けに対面でサービス提供していて、複数回取引の実績ある
十勝のバス、タクシー、ホテル、ガーデンなど旅行関連事業者
- ・宣言地域等の飲食店に食材を販売している食品製品業者、酒類
卸業者、飲食店の清掃業務をしている事業者など

※5月は北海道は「緊急事態宣言地域」

- ・2021年4月以降の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で
50%以上減少している
- ・各月ごとに申請

◇給付額 (月額)

中小企業：上限20万円
個人事業：上限10万円

◇スケジュール

5月 制度詳細の公表
6月 給付規程及び申請要領の公表
申請受付開始

◇その他

- ・申請には登録確認機関の事前確認が必要です。登録事業者の弊社にお尋ねください。
- ・一時支援金を受給していると一部資料の提出が不要になります

◆既にお問い合わせいただいているお客様におかれましては、行き違いになりますこと予めご容赦ください。



税理士法人FPC

〒080-0017

北海道帯広市西7条南6丁目1番地4

お問い合わせはこちら

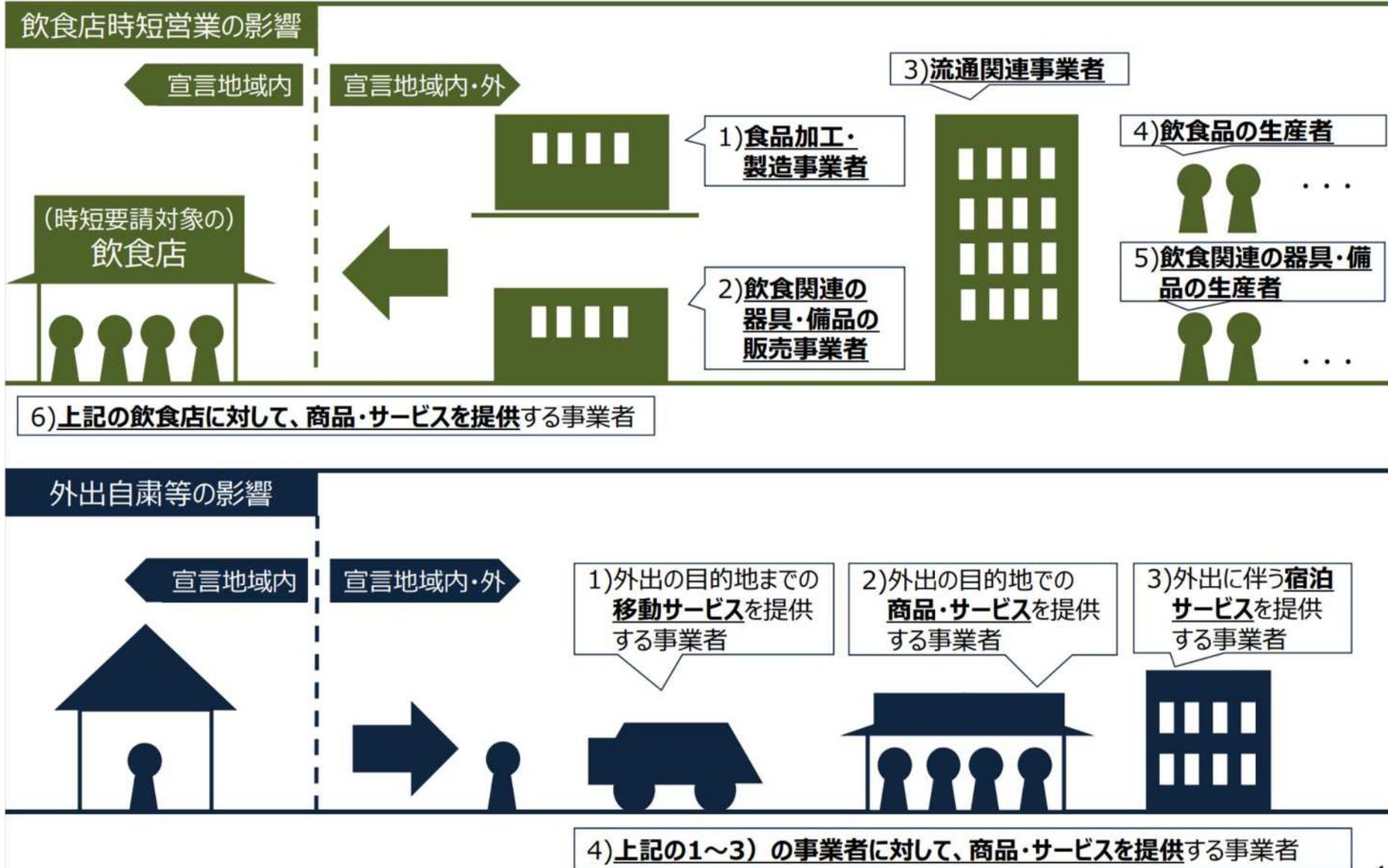
TEL：0155-24-3616

FAX：0155-28-2313

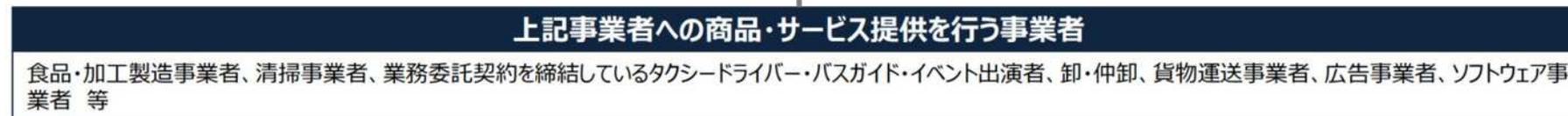
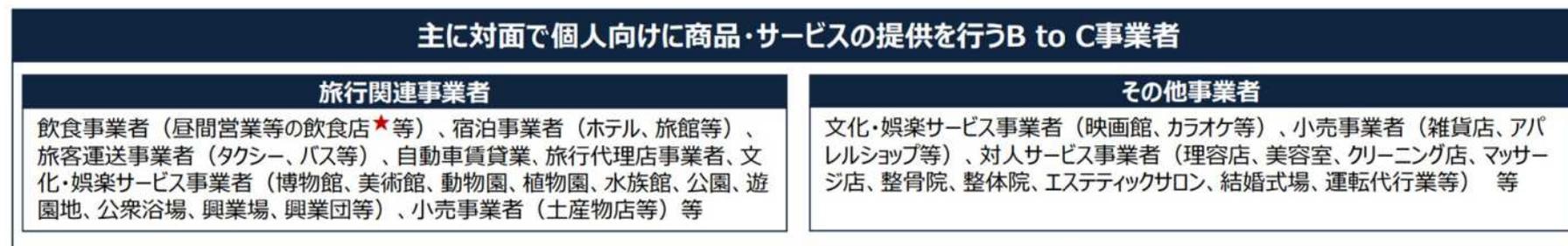
【まとめ】 どの支援金を検討する？ 時期別・業種別

対象期間	1月～3月	4月	5月 ☆北海道緊急事態宣言
飲食業	一時支援金 対象外なら→道特別支援金	月次支援金	北海道支援金
旅行関連業	一時支援金 対象外なら→道特別支援金	月次支援金	月次支援金
食品製造、酒類卸等 関連事業者	—	—	月次支援金

2-1. 給付対象① イメージ



2-2. 給付対象② 給付対象となり得る事業者の具体例



対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。